

平成27年7月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成27年7月7日（火）午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 中藤 辰洋
教育長職務代理者 北浦 秀樹
委 員 南 一早枝
委 員 畑谷 扶美
委 員 山下 潤一郎
委 員 中村 スザンナ
委 員 赤坂 敏明
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
教育部長 東口 祐一
地域連携担当理事 中下 栄治
スポーツ推進担当理事（兼）スポーツ推進課長 谷口 洋子
教育総務課長 檜葉 浩司
教育総務課教職員担当参事 茶谷 由孝
教育総務課施設担当参事 福島 敏
教育総務課文化財担当参事（兼）歴史館いずみさの館長 鈴木 陽一
学校教育課長 明渡 賢二
学校教育課人権教育担当参事 東 壽美雄
学校教育課学事係主査 田端 洋平
生涯学習課長 山隅 唯文
生涯学習課図書担当参事 和泉 匡紀
(庶務係) 教育総務課主幹 北庄司 俊明
5. 本日の署名委員 委 員 畑谷 扶美

議事日程

- 報告第25号 泉佐野市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の制定について
(学校教育課)
- 報告第26号 「第40回泉佐野郷土芸能の集い」の共催について(生涯学習課)
- 報告第27号 「第23回泉佐野市民健康マラソン大会」の共催について(スポーツ推進課)
- 報告第28号 教育委員会後援申請について
- 報告第29号 教育委員会後援実施報告について

- 議案第32号 泉佐野市立生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について(教育総務課・生涯学習課)
- 議案第33号 泉佐野市文化財保護審議会委員の委嘱について(教育総務課)
- 議案第34号 泉佐野市史跡日根荘遺跡保存整備委員会の補欠委員の委嘱について(教育総務課)
- 議案第35号 平成27年度社会教育委員の委嘱について(生涯学習課)

(午後2時00分開会)

中藤教育長

ただ今から平成27年7月定例教育委員会議を開催します。
委員全員が出席をされていますので、会議が成立しています。
本日の会議録署名委員は、畑谷委員にお願いします。
本日の傍聴はありません。

それでは、本日の審議に入ります前に、5月臨時教育委員会議及び6月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いします。委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

中藤教育長

無いようですので、会議録は承認されました。
北浦委員、南委員は後ほど署名をお願いします。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

報告第25号「泉佐野市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の制定について」を議題とします。

学校教育課から報告をお願いします。

明渡学校教育課長

子ども・子育て支援法等の施行に基づき、平成27年4月1日より施行された改正児童福祉法第34条の8の規定に基づき、国、都道府県及び市町村以外の放課後児童健全育成事業を行おうとする者は、厚生労働省令に定める事項を事前に市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができることとされたところです。

この規定により、本要綱を設置し、本年度から放課後児童健全育成事業の業務委託先である株式会

社セリオより事業の開始届等の受付を行うこととしています。

なお、届出期間については、関係法令の施行が本年4月1日からであり、施行の日から3か月以内に届出することとされておりますが、業務委託先の株式会社セリオより既に事業の開始届は受理済みであります。

中藤教育長

学校教育課から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

北浦委員

今年度から業務委託を行った要因は、希望者が増えている状況の中、ある程度枠を広げるために実施されたということですか。

田端学校教育課主査

子ども、子育て支援法の制度改正の中に地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実として、学童保育の部分も含まれています。

学童保育の入会希望者数が増加傾向という状況もありますが、市全体の業務の見直しの中で、今年度から委託という形になりました。

中藤教育長

5月の教育委員会議でも説明がありましたが、委託を行うことにより、保育時間の延長が可能となり、また、学習支援プログラムも取り入れてもらって、今まで以上に中味的にも充実するものと思われれます。

山下委員

今年4月から株式会社セリオに業務委託されていて、事業の開始届が出されているとの説明がありましたが、業務委託をするにあたり提出するものではないのですか。

中下地域連携担当理事

この要綱は、市が学童保育を民間事業者に委託するためのものではありません。市が学童保育を民間事業者に委託を行ったというのは、プロポーザル方式で業者を募集し、市の業務の委託を行ったということで、この要綱制定とは別のものです。

法が改正されて、市の委託先以外の民間事業者も学童保育を行おうとすれば可能であり、本要綱を制定し、事業を開始する場合は市に届け出る義務があるということを定めるものです。

山下委員

市が委託を行ったためのものではなく、今後事業を行うにはこういう手続きが必要ですよということですね。

中下地域連携担当理事

はい。そのとおりです。4月以降、学童保育をする事業者は市に届け出る必要があり、委託事業者である株式会社セリオはもちろんそれに基づいて、市に届出がなされており、他にも事業者があれば市に届け出る必要があるということです。

山下委員

他の事業者でも届出があれば事業を行うことが可能ということであれば、市の委託先が来年は変わるかもしれないということですか。

中下地域連携担当理事

いいえ、今後は他の事業者が参入してくることも考えられますが、市の委託は、契約期間は今年度から2年間となっていますので、その間は株式会社セリオとなります。

中藤教育長

民間事業者が新たに事業を実施しようとするれば届け出がいるということで、そのための要綱ですね。他にありませんか。

中村委員

放課後デイサービスとはどのようなものですか。

田端学校教育課主査

名前は似ていますが、放課後等デイサービスは障害があり、介助が必要な子どもに特化したものです。利用希望者に対し、市が認定を行い、認定を受けた利用者が、事業者と契約するような形のもので。以前はそういったものが無く、同じ学童保育で預かっていましたが、費用面やサービス面を考え、利用者にとって選択肢が増えたというものです。

中藤教育長

他にありませんか。

他にご意見、ご質問等が無いようですので、以上で報告第25号を終わります。

次に報告第26号「『第40回泉佐野郷土芸能の集い』の共催について」を議題とします。

生涯学習課から報告をお願いします。

山隅生涯学習課長

この度、泉佐野郷土芸能の集い実行委員会より、共催の依頼がありました。今年が第40回ということで毎年継続して行われている事業であり、内容についても、郷土芸能の伝統の保存と復活ということで、特に問題ないと思われますので、教育長専決により共催について、承認させて頂きましたのでご報告致します。

中藤教育長

生涯学習課から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

中藤教育長

他にご意見、ご質問等が無いようですので、以上で報告第26号を終わります。

次に報告第27号「『第23回泉佐野市民健康マラソン大会』の共催について」を議題とします。

スポーツ推進課から報告をお願いします。

谷口スポーツ推進担当理事

毎年開催されている事業で、今年度は、11月15日の日曜日に実施予定で、りんくう公園の中に

特設コースを設け、一番長い距離でも8キロということで例年、約500名の方がご参加頂いています。こちらにも実行委員会ということで、各スポーツ団体等体育協会が中心に行っているマラソン大会のひとつで、例年教育委員会の共催という形をとっていますので、よろしくお願ひします。

中藤教育長

スポーツ推進課から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願ひします。

中藤教育長

他にご意見、ご質問等が無いようですので、以上で報告第27号を終わります。

次に報告第28号「教育委員会後援申請について」を議題とします。

事務局からの報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第28号に基づいて説明。

新規3件、継続7件、計10件の事業内容について一括で報告。

中藤教育長

事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願ひします。

畑谷委員

一件目の「ゆめ自然学校サマーキャンプ」は、対象や定員はどのようになっていますか。

檜葉教育総務課長

宿泊キャンプが6回、日帰りキャンプが7回行われるようですが、それぞれ対象年齢が設定されており、例えば、小学校1年生以上とか、4歳からとなっています。定員は宿泊、日帰りとも、すべて50名になっています。

畑谷委員

参加者の募集は、どのようにされているのでしょうか。小学校に募集のポスターなどを掲示されるのでしょうか。

中村委員

募集チラシは学校から配布され、子どもが持って帰ってきていました。

中藤教育長

他にありませんか。

赤坂委員

九条の会の講演会についてですが、先ほどの説明には、「日本国憲法とマスコミの役割」とありましたが、後援申請一覧表では「憲法9条とマスコミ」となっています。正確にはどちらになるんですか。

山隅生涯学習課長

後援依頼の内容によりますと、日本国憲法第9条についての啓発普及を目的とする当該団体の結成10周年を記念する「憲法9条とマスコミ」と題した講演会で、元日本テレビ報道記者の隅井氏がマスコミ記者としての経験を活かし、マスコミ学に取り組んでいる隅井氏に日本国憲法とマスコミの役割などについてのお話頂く内容となっています。

赤坂委員

タイトルは「憲法9条とマスコミ」ということですね。わかりました。

中藤教育長

他にありませんか。

南委員

新規の3件目の「南泉州和太鼓の集い」は、主催が清光会和太鼓韻となっており、あちらこちらで和太鼓のサークルがあると思いますが、この催しに教育委員会が後援するというのは何か内容的に教育的なもの、対象が子どもであるとか、そういう関係から後援されるということですか。

山隅生涯学習課長

内容につきましては和太鼓の魅力を広く市民にお伝えするということと、障害者太鼓チームの取り組みの意義、経過、成果を演奏などを通じて伝えるということで、障害者太鼓チームを招いて、演奏していただくという内容となっています。

中村委員

和太鼓チームはどれくらい集まるのですか。

檜葉教育総務課長

出演は、3チームで、一般の方も体験ができるようです。

赤坂委員

実際に和太鼓を叩くことができる、そういう体験ができる時間があるということですね。

中藤教育長

他にありませんか。

他にご意見、ご質問等が無いようですので、以上で報告第28号を終わります。

次に、報告第29号「教育委員会後援実施報告について」を議題とします。

事務局からの報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

報告第29号については、教育委員会の後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第29号をもって説明にかえさせていただきます。

中藤教育長

只今、事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願い

します。

無いようですので、以上で報告第29号を終わります。

中藤教育長

続いて議案審議に入ります。

議案第32号「泉佐野市立生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。説明をお願いします。

山隅生涯学習課長

本件は、生涯学習センター、公民館、図書館、歴史館いずみさの指定管理者制度導入に伴う規則改正となっています。

まず、泉佐野市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正するもので、第2条第2項、「泉佐野市教育委員会が必要と認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。」という部分を「指定管理者は泉佐野市教育委員会の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。」に改めるもので、第3条のただし書も同様に「委員会が必要と認めるときは」を「指定管理者は、委員会の承認を得て、」に改めるものです。

次に第4条第1項で「条例5条の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、泉佐野市立生涯学習センター使用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。」という形で、申請様式を定めていたものを（1）使用しようとする者の住所、氏名（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者）及び連絡先（2）使用目的（3）使用人数（4）使用日時（5）使用料（6）前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める事項として、指定管理者に提出しなければならない事項を記載し、申請様式を削除するものです。第2項のただし書きは、「委員会が必要と認めるときは、この限りでない。」の部分を「指定管理者は、委員会の承認を得て、これを変更することができる。」に改めるものです。第3項は、「委員会が」を「指定管理者」に改めるものです。

続いて、第5条の使用の許可につきましては、「泉佐野市立生涯学習センター使用許可書（様式第2号）」を「許可書」に改め様式を削除するものであり、第6条は、「条例第9条の規定により、使用料を減免することができる場合及びその割合は次のおとりとする。」を「条例第9条の市長が定める基準は、次のおとりとする。」に改める、第7条「規定により使用料を還付することができる場合は、」を「市長が定める基準は、」とし、様式第1号、第2号について削除するものです。

以上が生涯学習センター条例施行規則の改正にかかるものであり、泉佐野市立公民館条例施行規則についてもほぼ同様の改正となっていますので、説明は割愛させていただきます。

和泉生涯学習課図書担当参事

次に泉佐野市立図書館条例施行規則の一部改正については、目次の「個人貸出」「団体貸出」を「個人貸出し」「団体貸出し」と修正し、このような文言整理の修正が多数あります。その他についての内容は基本的には先ほどの山隅課長から説明がありました生涯学習センターや公民館とほぼ同じで、今まで「教育委員会」と書いているところを、「指定管理者」とし、指定管理者が運用できるといった内容の改正ですので説明は割愛させていただきたいと思います。

また、今回の教育委員会規則の改正の改正附則で公印を廃止する規定を設けております。「生涯学習センターに関する印として、泉佐野市立生涯学習センター之印、泉佐野市立生涯学習センター館長印、生涯学習センター用泉佐野市教育委員会之印です。公民館に関する印は泉佐野立公民館之印、佐野公民館用泉佐野市教育委員会之印、泉佐野市立長南公民館之印、長南公民館用泉佐野市教育委員会之印。図書館に関する印は泉佐野市立中央図書館之印、泉佐野市立中央図書館長印、中央図書館用泉

佐野市教育委員会之印、歴史館いずみさのに関する印は、泉佐野市立歴史館いずみさの之印、泉佐野市立歴史館いずみさの館長印、歴史館いずみさの用泉佐野市教育委員会之印。」となっています。

指定管理者制度に変わることに伴いまして、こういった館長印といった公印を廃止する必要がありますので、その部分についても改正附則で改正させて頂いています。

鈴木教育総務課文化財担当参事。

泉佐野市立歴史館いずみさの条例施行規則の改正内容につきましてもほぼ同様のもとなっていますが、歴史館いずみさのは、この改正に合わせて休館日を規定する項目についての改正も行っています。

休館日を指定する第7条第1号で、「月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日)」を「月曜日」のみとし、かっこ書きを削除しています。第2号では、「国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日(その日が土曜日又は日曜日にあたる時を除く。)」を、「国民の祝日に関する法律に規定する休日(その日が、月曜日にあたる時はその翌日とし、日曜日にあたる時はその翌々日とする。)」に改めています。

生涯学習センター及び図書館は、開館以来、祝日は休館日となっていますが、歴史館は開館しています。これは、全国の博物館施設等の多くが集客目的に祝日運営を行っているため、歴史館もこれに習って実施してきたものです。しかしながら、施設が生涯学習センター及び図書館と隣接しているため、祝日に歴史館のみが開館しても来館者数は伸びていない状態となっています。図書館等にいられた方が歴史館に来られるケースが多く、歴史館のみが開館していても、余程の行事ごとが無い限りは来館者がほとんどない状況にありましたので、来年の4月から指定管理者制度移行に合わせて、生涯学習センター及び図書館同様に祝日は歴史館も休館とすることに改正するものです。

中藤教育長

来年度から、生涯学習センター、佐野公民館、長南公民館、中央図書館、歴史館いずみさのの5施設を指定管理するにあたって、条例改正は先月の教育委員会議会で審議頂き、6月議会で承認されました。今回は施行規則の改正についての説明が担当課からありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、これより採決に入りたいと思います。

議案第32号「泉佐野市立生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に議案第33号「泉佐野市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。教育総務課から説明をお願いします。

鈴木教育総務課文化財担当参事

泉佐野市文化財保護審議会委員については、学識経験者として、平成25年5月1日より一瀬和夫、上村雅洋、大谷紀美子、神吉紀世子、櫻井敏雄、長谷洋一、吉井敏幸、原泰根氏の8名の方に委員の委嘱を行っていましたが、この4月30日で2年の任期が満了となりましたので、今回新たに委員の委嘱を行うものです。

一瀬、上村、神吉、櫻井、長谷、吉井氏の6名の先生方には、引き続き委員委嘱をお願いするものがありますが、大谷、原氏のお二人の方につきましては、今回をもって退任の意向を示されております。従いまして、新たに京都造形芸術大学教授の伊達仁美氏に民俗文化財の分野で、委嘱をお願いしたいと考えています。

伊達氏は、財団法人元興寺文化財研究所にて有形民俗文化財の文化財保存業務に携わってこられ、同研究所の伝製品保存修復室長を経て現職に就かれ、民俗文化財の調査研究・保存活用に関わられておられます。泉佐野市においても、平成10年から11年の樫井さんや踊りの文化財指定を目的とした調査を依頼した経緯があります。以上のことから本市の文化財保護行政において、有形・無形の民俗文化財の保存と活用にご指導を賜る方として適任であると考えています。

以上、再任委員6名と新任委員1名の合計7名の委員に泉佐野市文化財保護審議会委員として委嘱をお願いしたいと考えています。

任期につきましては、泉佐野市文化財保護審議会規則第4条の規定に基づき、2年間で平成29年7月までを予定しています。

中藤教育長

只今、教育総務課文化財担当参事から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

他にありませんか。

無いようですので、これより採決に入りたいと思います。

議案第33号「泉佐野市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

中藤教育長

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第34号「泉佐野市史跡日根荘遺跡保存整備委員会の補欠委員の委嘱について」を議題とします。説明をお願いします。

鈴木教育総務課文化財担当参事

泉佐野市史跡日根荘遺跡保存整備委員会の委員委嘱については、学識経験者として平成27年2月10日より一瀬和夫、吉井敏幸、坂井秀弥、林まゆみ、前川歩、中西裕樹氏の6名の方に委員委嘱を行っていましたが、林まゆみ委員からご本人の都合により、今回退任の意向が示されました。

よって、その補欠委員として奈良県立大学准教授 井原縁氏に委嘱したいと考えております。

井原氏は造園学、環境デザイン学、緑地環境計画をご専門分野とし、近年は奈良県桜井市に所在する、邪馬台国ではないかとマスコミ等に大きく取り上げられている纏向遺跡の保存管理・整備活用計画策定委員会の委員や世界遺産を目指す古市古墳群ならびに堺市の百舌鳥古墳群の保存整備委員会の委員を務められています。特に、文化遺産を軸とした景観デザインやその評価と保全活動において数多くの実績をあげられていますが、主に史跡等を取り巻く環境づくりの研究に取り組みまれておられ、前任の林まゆみ委員とは同じ専門分野となります。

以上の理由から、井原縁氏に林まゆみ氏の後任として、泉佐野市史跡日根荘遺跡保存整備委員の委嘱をお願いしたいと考えています。

任期につきましては、泉佐野市史跡保存整備委員会規則第4条の規定に基づき、平成29年2月9日までとなります。

中藤教育長

只今、教育総務課文化財担当参事から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、これより採決に入りたいと思います。

議案第34号「泉佐野市史跡日根荘遺跡保存整備委員会の補欠委員の委嘱について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

中藤教育長

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第35号「平成27年度社会教育委員の委嘱について」を議題とします。説明をお願いします。

山隅生涯学習課長

平成27年度社会教育委員の委嘱につきましては、新規の方5名と継続の方5名の計10名の方に委員委嘱を行いたいと考えています。

新規の方は、泉佐野市立校長会から坂中統様、社会教育関係団体といたしまして泉佐野市PTA連絡協議会代表で北岡忠澄様、泉佐野市人権を守る市民の会代表で川崎敏信様、泉佐野市青年団協議会代表で松並恭史様、泉佐野市町会連合会代表で梅園睦夫様の5名で、組織の代表の方の変更に伴うものです。泉佐野おやこ劇場の明松由美様、学識経験者元校長会会長の軒野照司様、泉佐野市体育協会代表の米埜巳年雄様、市民公募のお二人、角倉正男様と高岡幸美様の5名の委員の方には継続でお願いしたいと考えております。なお、委員の任期は2年間となっています。

中藤教育長

只今、生涯学習課長から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

中藤教育長

他にありませんか。

無いようですので、これより採決に入りたいと思います。

議案第35号「平成27年度社会教育委員の委嘱について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

中藤教育長

その他で、何かございますか。

東学校教育課人権教育担当参事

泉佐野市教育振興基本計画についてご説明します。お配りしているのは、本編と概要版と策定までのスケジュールとなっています。

第1章では、本計画策定の趣旨として、教育基本法の全面改正、及び学校教育法・社会教育法が改正されるとともに、新学習指導要領の改訂がおこなわれました。

また、本市では平成25年9月に泉佐野市教育行政基本条例を制定し、教育委員会は市長と協議して、教育基本法に規定する基本的な計画を定めなければならないとしました。

以上のことをふまえ、学校教育の充実をはじめ、今後めざすべき教育の基本的な方向性や重点施策等を明らかにした教育振興基本計画を策定することとしたものです。

計画期間は、「本市総合計画」との整合性などを総合的に考え平成27年から向こう10年間に目指すべき教育の姿やその前期計画となる5年間に取り組むべき施策をまとめ平成36年度を目標年次とします。

第2章では、教育をめぐる現状と課題として、子どもたちの現状、学校園・家庭・地域の連携、社会教育・スポーツの状況等を上げています。

第3章では、基本理念としまして、「グローバル時代に向けた自己表現力の養成」を上げています。関西国際空港を擁し、賑わいと歴史ある迎都にふさわしい生き方を追及するためにも、自己をきちんと捉え、相手に説明し理解させる力が必要です。

第4章では、施策の展開として今後5年間に取り組むべき施策の具体的な内容20項目を設定しています。また、施策の展開として指標と目標を表にしています。

最後に第5章で、計画の進行管理ですが、それぞれの施策ごとに目標を設定し、RPDCAサイクルによりまして、本計画の効果的かつ着実な推進と進捗管理を図ることとしています。

お配りしている資料等につきましては、現在策定中であり、今後の会議等により多少の変更が生じますが基本的な計画についてはこのような形となります。

次にスケジュールをご覧ください。本日教育委員会議の後、教育振興基本計画策定プロジェクトチーム会議を開催し、7月13日の総合教育会議にて素案を提示させていただきます。その後、8月4日の定例教育委員会議で検討していただき、9月11日の定例教育委員会議で素案の決定を行う予定となっています。素案をもとに9月17日の部長会、9月議会の全員協議会で報告を行い、その後3週間のパブリックコメントを実施します。10月には、パブリックコメントから寄せられたご意見をもとに、再度、教育振興基本計画策定の会議を開き、内容を再度検討した後、11月5日の定例教育委員会議で教育振興基本計画を最終的に決定します。報告については、11月19日の部長会、12月議会の全員協議会でいう流れで進めていく予定となっています。

中藤教育長

教育振興計画は本来、平成26年度中に策定する予定で進めていきましたが、今年4月に市長選挙があることや教育委員会制度が変わることもありましたが、1年遅れのような形にはなりませんが、現在策定を進めています。以前お配りしている資料は、平成25年度までの数字で、今回のものは26年度までの数字に書き換えていますし、施策の展開、指標や目標が入ったり、最後の進行管理が入るなどの変更が加えられていますので、今回配布させて頂いたものでお願いします。

7月13日の総合教育会議では、この内容の主だったもの、例えば土曜授業などについて市長と教育委員会が色々と意見交換を行う予定ですので、それまでにご確認をお願いします。

谷口スポーツ推進担当参事

スポーツ推進課から2点報告します。

1点目は「第12号いずみきの体協だより」です。こちらは泉佐野市体育協会が市民の皆様方に、体育協会の活動と、興味がある種目があった時に連絡先がわからないということもありますので、連絡先等を書いたものを配布させて頂くものです。2年に1度の配布で、7月号の市報と一緒に全戸配布をさせて頂いています。

もう1点は、3月の教育委員会議でもご審査頂きました市営プールの指定管理者についてですが、4月から順次募集を行い、手続きを進めまして、選定委員会から候補者となりました団体が6月議会で正式に承認されました。指定管理者は楠開発株式会社となりました。7月1日より市営プールの指定管理者として運営を行っていますのでご報告させていただきます。

中藤教育長

他にありませんか。

無いようですので、私からの報告に移らせて頂きます。

1. 6月議会を終えて

千代松市長が4月に再選されてから最初の議会ということで、施策に関する基本方針に対する質問があり、教育に関わる質問も多く、特に通学区域の見直しについての質問が多くありました。

35人学級につきましては、現在国府の方で小学校1・2年生しか35人学級を実施できていませんが、市長のマニフェストにもありましたように、来年度は小学校3・4年生まで35人学級を実施し、29年度には小学校全学年で35人学級を実施する予定です。このまま児童数が変わらないと仮定した場合で、35人学級を実施すると来年度は4クラスが増え、29年度は7クラスが増えることとなり、市単費で担任分の講師の人件費を措置する必要があります。講師は、当然大阪府の講師と同じ待遇にしなければ人員の確保もできませんので、講師は一人平均で年間680万円、年齢や勤務年数によって異なり、大学を卒業したばかりの方でも約550万円くらいと聞いていますので、1人550万円としても、4人で2,200万円、7人で3,850万円の人件費の負担が必要となってきます。

次に6月補正予算について説明します。

机・椅子の更新については、26年度末に長南小学校をモデル校として可動式で高さを調整でき、新JIS規格に適合した机の天板が縦横5cmずつ大きい机椅子を配置しました。成長に合わせて高さ調整ができ、机の天板が広がったことで現場は喜んでおり、今後は1年に3校ぐらい、1,000セットぐらいずつ配置し、順次全小中学校で新しい机椅子に更新していこうと考えており、今年度は第三小学校、長坂小学校、末広小学校の3校を対象とし、夏休み中に配置する予定です。

トイレの洋式化については、現在家庭では90%以上が洋式トイレを使用しているという状況の中、学校は、小・中学校合せて洋式化率が53%に留まっています。今後は、これを当面の目標として70%にしたいと思っています。小・中学校の中で上之郷小学校が一番洋式化率が低く、31.8%となっていますので洋式化率の低いところから順次、洋式トイレの割合を当面の目標の70%となるよう整備していく予定です。また、現状は多目的トイレで何カ所かはウォシュレットを付けているところもありますが、ほとんど設置されていませんので、これからは洋式化に併せて設置していきたいと考えています。

現在、泉佐野市内では駅周辺に48ヶ所の防犯カメラを設置しています。今年度は、通学路の防犯カメラ設置を進め、各小学校区に1台ずつ設置する予定です。学校や町会、警察にお願いして、通学路のどこに設置するのが一番良いかを検討しているところであり、場所が決まり次第、設計、工事を行い、年内ぐらいには設置できるよう進めてまいります。

安全ボランティアのベストについては、市内一斉パトロール以外にも毎日のように通学の安全を見守って頂いているボランティアの方がたくさんいます。見守りの際に着用して頂いているベストが古くなってきていることや新たにボランティアをしてくれている方が増えている状況の中、現在のベストの在庫が不足してきましたので、今回700着分の予算を措置しました。既に発注していますので2学期にはお渡しできるようになると思います。

学校のエレベーター設置については、今年度は日新小学校の増築に合わせてエレベーターを設置する予定ですが、小・中学校18校のうち、小学校5校、中学校3校はエレベーターが未設置となっています。現在の児童生徒の状況や今後入学してくる子どもたちでエレベーター設置が必要となるのかなどの調査を行い、来年度は中央小学校を優先的に整備し、順次年に1校か2校、子どもたちの状況を見ながら優先順位を決めて整備を進めていきたいと考えています。

2. 夏期休業中の学校図書室の市民への開放について

地域に開かれた学校づくりの観点から、新田谷市長のときに図書室のエアコン整備を行い、学校図書室をできるだけ市民に開いていくようにという要望も頂いていました。

また、昨年度から市の正規職員の図書館司書を学校に配置し、千代松市長からもできるだけ早く市民に開放するようにということで、今年の夏期休業中の間、市内5中学校の図書室を校区の皆さんに開放することになりました。期間は、7月21日から8月21日までの平日で、8月13日と14日を除いた実質22日間、時間は午後1時から4時30分までです。図書室には図書館司書4名のうち3名を配置し、あとの2校については、業務委託を行って図書館司書を配置し、市民の方が来られた時の対応については司書にお願いしたいと考えています。

地域の方に開放するという事は大事なことです、不審者などが来る恐れもあり、安全面が心配で今まで実現は難しかったのですが、学校にあまり負担を掛けることはできませんので、受付員を配置して、そこで許可書を渡したりするなどの手続きを行い、この夏から中学校図書室の地域開放を実施する予定です。市のホームページと8月号の広報いずみさきので周知を行います。

3. 第1回総合教育会議について

7月13日月曜日、午後2時から開催します。市長と教育委員会が教育行政について協議、議論する場となっていますが、今回の議題は初めてということで、総合教育会議の設置要綱についての確認を行い、先ほど説明のありました教育振興基本計画を市の大綱に位置付けたいと考えていますので、主に教育振興基本計画の中身について、細かく全部というわけにはいきませんが、主だったところについて、協議、議論を行って頂きたいと思っています。また、その他ということで市長からも教育に対する思いや意見があると思いますし、委員の皆さんも市長に対する要望なども含めて、活発に議論していただけたらと考えています。

以上が私からの報告となりますが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

畑谷委員

中学校の図書室に開放についてですが、静かに学習できる場所を求めて、図書室などで勉強する人がいますが、そのような感じで使用しても構わないのですか。

中下地域連携担当理事

図書室内の資料や本の貸し出しは行いません。また、図書室内への資料の持ち込みも禁止します。図書室内である本で、勉強して頂くのは構いませんが、参考書や辞書などを持ちこみ、学習するとい

った方々にご遠慮頂くこととなります。

中村委員

校長会でこの件について説明があった時に、図書室に緊急事態があった場合、連絡をとるのに図書室に電話がないという緊急の対応のことを校長先生方はすごく心配されていましたね。

中藤教育長

今年度は間に合いませんが、来年の夏までには中学校の図書室に電話を設置したいと思っています。緊急の場合は携帯からでも110番してもらい、不審者対策としては、生徒指導員という形で警察OBの方に来て頂いており、夏休みもずっと順番に各中学校を回って頂いているので、その方にも巡視をお願いしたいと考えています。

中藤教育長

他にありませんか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の8月の定例教育委員会会議は、8月4日火曜日午前10時から4階庁議室で開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。ありがとうございました

(午後15時14分閉会)

上記のとおり、本市教育委員会の会議の顛末に相違ないことを記すため、ここに署名する。

平成27年8月4日

教育長

委員